



資料2

令和5年度国民健康保険事業費 納付金等の算定結果について



石川県観光PRマスコットキャラクター
「ひゃくまんさん」

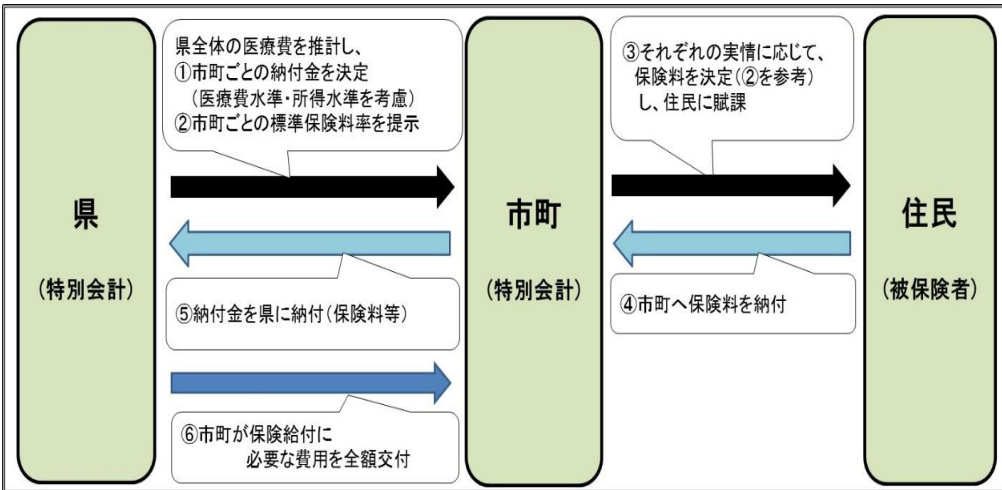
令和5年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果

1 新たな財政運営の仕組み

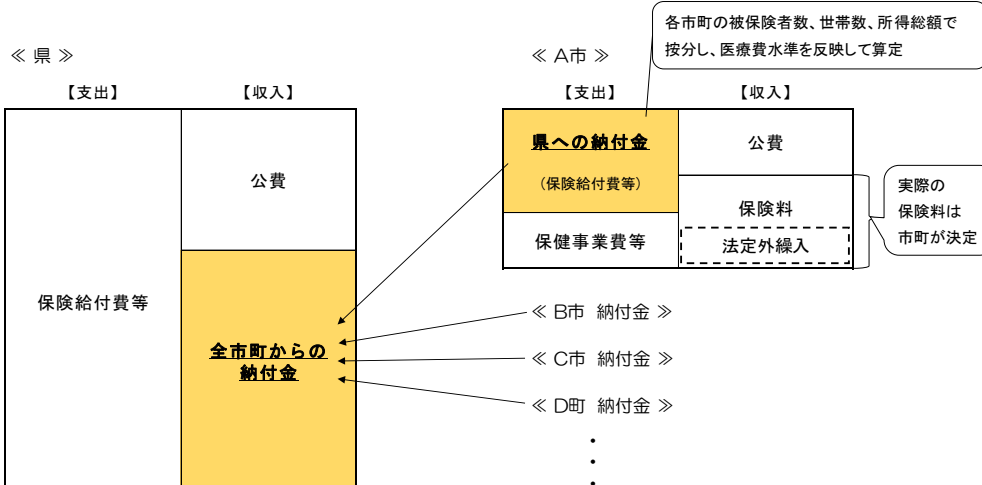
≪旧制度（～H29）≫ 市町ごとの財政運営

≪新制度（H30～）≫ 県単位での財政運営

（県の新たな財政負担はなし）



2 納付金の仕組み（イメージ図）



※後期高齢者医療制度への支援金等(支出)及び現役世代（被用者保険）からの支援金(収入)を除いたイメージ図

3 国民健康保険事業費納付金の算定結果

(1) 算定の前提条件

・例年同様、国から示された係数等を用いて、国保運営方針に記載の算定方式等により算定

(2) 算定結果（概要）

・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行の影響で、主に後期高齢者支援金等が大きく上昇したことにより、県平均の1人当たり納付金額は対前年度比4.7%の増加となった

【県平均の1人当たり納付金額】

①R4算定額 (円)	②R5算定額 (円)	増減額 (②-①) (円)	増減率 (%)
137,270	143,672	+6,402	+4.7

※うち後期高齢者支援金等の増によるもの
+4,009円 +3.0%

・市町毎の状況は2頁のとおり
国保加入者の医療費水準や所得水準により伸率が異なる

R5納付金 算定結果

区 分	1人当たり納付金額			
	R4算定額① (円)	R5算定額② (円)	増減額(②-①) (円)	増減率(②/①-1) (%)
金 沢 市	145,487	152,277	6,790	4.7
小 松 市	139,673	144,059	4,386	3.1
七 尾 市	125,252	130,390	5,138	4.1
加 賀 市	134,736	138,746	4,010	3.0
輪 島 市	117,161	125,600	8,439	7.2
珠 洲 市	107,699	113,830	6,131	5.7
羽 咋 市	120,774	125,924	5,150	4.3
白 山 市	137,171	142,481	5,310	3.9
能 美 市	135,663	143,820	8,157	6.0
川 北 町	136,329	145,887	9,558	7.0
野 々 市	145,445	154,424	8,979	6.2
津 幡 町	134,086	141,765	7,679	5.7
か ほ く 市	132,689	139,545	6,856	5.2
内 灘 町	135,717	140,385	4,668	3.4
志 賀 町	122,131	129,994	7,863	6.4
宝 達 志 水 町	125,364	132,415	7,051	5.6
中 能 登 町	119,565	123,214	3,649	3.1
能 登 町	130,968	136,986	6,018	4.6
穴 水 町	103,001	108,997	5,996	5.8
県 平 均	137,270	143,672	6,402	4.7

◇ 1人当たり納付金額(=納付金額/加入者数)は、市町が決定する実際の保険料とは異なる

◇ 制度改革による負担増が一定割合を超える市町に対しては、国の公費等による「激変緩和措置」を実施

令和5年度標準保険料率及び市町における保険料決定

○県は各市町が保険料率を検討する際の参考値として、標準保険料率を提示
 ○各市町では、標準保険料率をもとに市町の運営協議会での議論を踏まえ、条例改正等の手続きを経て、実際の保険料を決定

○ 都道府県標準保険料率

(単位: %、円)

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.37	44,132	2.84	16,438	2.47	18,078

○ 市町村標準保険料率

(単位: %、円)

市町名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
金沢市	7.69	32,310	21,159	2.86	11,680	7,649	2.49	12,844	6,337
小松市	7.77	32,668	21,393	2.82	11,516	7,542	2.42	12,479	6,157
七尾市	6.66	27,997	18,334	2.78	11,343	7,428	2.42	12,493	6,164
加賀市	7.28	30,599	20,038	2.85	11,622	7,611	2.48	12,797	6,314
輪島市	6.26	26,299	17,222	2.75	11,218	7,346	2.38	12,283	6,060
珠洲市	6.00	25,200	16,502	2.68	10,942	7,165	2.41	12,424	6,130
羽咋市	6.20	26,058	17,064	2.77	11,293	7,395	2.42	12,468	6,151
白山市	7.10	29,852	19,549	2.85	11,619	7,609	2.42	12,496	6,165
能美市	7.45	31,294	20,493	2.80	11,446	7,496	2.47	12,732	6,281
川北町	6.40	26,908	17,621	2.61	10,632	6,962	2.34	12,064	5,952
野々市市	7.68	32,290	21,146	2.87	11,700	7,662	2.47	12,737	6,284
津幡町	7.53	31,624	20,710	2.70	11,016	7,214	2.39	12,348	6,092
かほく市	7.42	31,186	20,423	2.62	10,682	6,995	2.40	12,373	6,104
内灘町	7.29	30,644	20,068	2.76	11,278	7,385	2.42	12,499	6,167
志賀町	6.56	27,556	18,045	2.76	11,279	7,386	2.41	12,465	6,150
宝達志水町	6.94	29,153	19,091	2.75	11,204	7,337	2.33	12,037	5,939
中能登町	6.37	26,763	17,526	2.75	11,226	7,352	2.40	12,363	6,100
能登町	6.77	28,467	18,642	2.78	11,363	7,441	2.40	12,379	6,107
穴水町	5.23	21,981	14,395	2.72	11,115	7,279	2.42	12,487	6,160

(注1) それぞれの標準保険料率は、法令等で定められた統一のルールに基づいて算定しているものであり、各市町の判断により行っている法定外繰入や基金取り崩しについては行わないものとして算定した理論上の保険料率である。

(注2) それぞれの標準保険料率は、保険給付費及び後期高齢者支援金、介護納付金を賄うために必要な保険料率であり、各市町が実施する保健事業等以外の必要な経費については、標準保険料率に含めずに算定した理論上の保険料率である。

(注3) 各市町は、国民健康保険加入者の所得や被保険者数等を勘案した上で、実際の保険料率を決定する。

実際の保険料は、県が示す納付金額から、公費(市町事業等に対する国費等)及び法定外繰入(各市町が任意で実施)の金額を差し引くなどして市町が算出する。